

2025年8月20日

一般社団法人日本卸電力取引所

発電設備区分に「石炭混焼」を追加

RE100 クライテリア変更に伴い、バイオマス発電の発電設備区分に「**石炭混焼**」を追加します。

RE100 クライテリア改定に準じた対応であることから、RE100 報告対象となりうる**運転開始後 15 年以内の設備のみを対象**とします。石炭を混焼し発電するによって生じた非化石価値の発電設備区分は「石炭混焼」となり、石炭を混焼せず発電することによって生じた非化石価値は「間伐材等由来の木質バイオマス」等の燃料由来の発電設備区分となります。つまり、バイオマス発電の非化石価値のうち、燃料由来の発電設備区分(石炭混焼以外)となっている非化石価値は、石炭混焼ではないことを確認頂けます。

なお、石炭混焼か否かは、発電月(認証月)によって異なります(石炭混焼した月は「石炭混焼」となり、混焼しない月は燃料由来の発電設備区分となります)のでご注意ください

《本件に対するお問合せ先》

事務局 国松 電話 :03-5765-5477

e-Mail :kunimatsur@jepx.org